

第5期幕別町総合計画
基本計画（素案）

基本計画目次

第2部 基本計画（案）

第1章	ともに考えともに創る活力あるまちづくり	6
第1節	楽しく支えあうコミュニティの推進	6
1	地域コミュニティの推進	
2	人づくりと団体の育成	
3	拠点施設の整備	
4	地域と地域を結ぶ一体感の醸成	
第2節	住民参加のまちづくりの推進	7
1	協働のまちづくりの推進	
2	住民参加の環境づくり	
3	自主的な住民活動の促進	
4	男女共同参画社会の形成	
第3節	国内交流や国際交流の推進	8
1	国内交流活動の推進	
2	国際理解の充実	
3	国際交流活動の推進	
4	国際交流環境の整備	
5	交流を通じた情報の積極的発信	
第4節	住民にやさしくわかりやすい行政の推進	9
1	わかりやすい行政の展開	
2	情報の公開・個人情報保護	
3	広報・広聴活動の充実	
第5節	効率的で健全な行財政の運営	9
1	行政組織・機構の改革	
2	行政事務の効率化	
3	職員の資質向上	
4	財政の健全性の確保	
第6節	効果的な広域行政の推進	11
1	広域行政事務の推進	
2	広域連携事業の推進	
第7節	定住施策の推進	11
1	定住・移住の促進	
2	情報の収集と発信	
第8節	情報基盤の整備	12
1	情報通信基盤の整備	
2	情報化に対応した人材の育成	
3	情報基盤の効果的な活用	
第2章	農業を核に競争力のある産業のまちづくり	12
第1節	時代に即した農業経営の確立	12
1	農業基盤の整備	
2	農業支援システムの充実	
3	農地の流動化の促進	

4	担い手の確保・育成	
5	農業経営の改善	
6	生産性の向上	
7	高付加価値化の促進	
8	環境との調和	
9	都市と農村との交流	
10	消費者と生産者との結びつきの強化	
11	新しい時代への対応	
12	団体の育成と連携強化	
第2節	多機能を生かした林業の推進	15
1	多面的機能を重視した森林づくり	
2	民有林の振興	
3	木材の利用促進	
4	森林に対する理解の促進	
5	耕地防風林の保全	
6	育苗事業の推進	
7	団体の育成と連携強化	
第3節	活気と特色ある商工業の振興	16
1	既存企業の振興	
2	活発な商業活動の促進	
3	企業誘致の促進	
第4節	生き生きと働く環境づくりの推進	17
1	雇用の拡大	
2	勤労者福祉の充実	
第5節	地域性あふれる観光の振興	18
1	観光振興の体制づくり	
2	観光拠点などの充実	
3	地域資源を生かした観光・物産振興	
第3章	笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり	19
第1節	子育てにやさしい環境づくりの推進	19
1	家庭における子育てへの支援	
2	保育施設・環境の整備	
3	保育サービスの充実	
4	児童擁護の充実	
5	地域で子どもを豊かに育てる	
第2節	生きがいを持てる高齢者福祉の推進	20
1	適切な介護サービスの提供	
2	介護予防事業の充実	
3	働く場の確保	
4	人生100年の生きがいづくり	
第3節	心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進	21
1	障がい者福祉サービスの充実	
2	障がい者の自立支援	
3	障がい者福祉意識の啓発	
4	居住環境の整備	

第4節	心かよいあう地域福祉の推進.....	22
1	住民福祉意識の高揚	
2	地域福祉活動の充実	
3	ひとり親家庭の福祉の推進	
4	低所得者福祉の推進	
5	アイヌの人たちへの福祉の推進	
第5節	ともに支えあう社会保障の充実.....	24
1	国民健康保険事業の健全な運営	
2	介護保険事業の健全な運営	
3	国民年金制度の普及促進	
第6節	健康を守る確かな保健医療体制の確立.....	25
1	保健予防活動の充実	
2	地域保健医療体制の充実	
3	健康づくりと疾病対策	
第7節	迅速なる消防・救急体制の確立.....	26
1	消防の充実	
2	救急体制の充実	
第8節	安心と安全を守る防災、交通安全の推進.....	27
1	災害に強い基盤整備	
2	防災体制の充実	
3	交通安全思想の普及	
4	交通安全施設の整備	
5	自主防災組織の育成	
第9節	犯罪のないまちづくりの推進.....	28
1	防犯体制の充実	
2	自主的防犯活動の促進	
3	防犯灯の整備	
第10節	消費者保護の推進.....	29
1	消費者の保護	
2	消費情報の提供	
第11節	美しい墓地環境と火葬場の整備.....	29
1	墓地の整備	
2	火葬場の整備	
第4章	文化の香る心豊かな学びのまちづくり.....	30
第1節	生涯にわたる学習社会の形成.....	30
1	学習プログラムの体系化	
2	情報提供の充実	
3	指導者・団体の育成と連携強化	
4	学習機会・交流機会の充実	
5	施設の機能充実	
第2節	健やかな子どもを育てる学校教育の推進.....	31
1	幼児教育の充実	
2	義務教育の充実	
3	施設の充実	
4	高等学校教育の充実	

第3節	青少年の健全育成の推進.....	33
1	青少年の健全育成	
第4節	優れた芸術・文化活動の推進.....	33
1	芸術・文化活動の育成と支援	
2	芸術・文化ネットワークの構築	
3	芸術・文化鑑賞機会の拡充	
第5節	歴史的文化の伝承.....	34
1	保存・公開施設の整備	
2	歴史的文化の保存・継承と活用	
3	アイヌ文化の保存振興と理解の促進	
第6節	健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進.....	35
1	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
2	指導者・団体の育成と支援連携強化	
3	社会体育施設の整備充実と有効活用	
4	パークゴルフの普及・振興	
第5章	自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり.....	36
第1節	美しい自然環境の保全.....	36
1	自然保護意識の啓蒙	
第2節	循環型社会に対応した環境衛生の推進.....	36
1	公害のないまちづくり	
2	ゴミ処理の適正化	
3	環境美化・環境衛生の推進	
4	不法投棄の防止	
5	循環型社会の形成	
6	省エネルギー・新エネルギーの推進	
第3節	安全快適な道路、交通環境の整備.....	37
1	主要幹線道路の整備促進	
2	町道の整備促進	
3	道路環境の向上	
4	公共交通機関の確保	
5	除排雪体制の確立	
第4節	さまざまなニーズにあった住環境の整備.....	39
1	良好な居住環境の確保	
2	土地開発指導の適正な運用	
3	計画的な公営住宅の再生	
第5節	住民憩いの公園、緑地の整備.....	40
1	安らぎのある公園の整備	
2	緑地の保全と整備	
第6節	安全安心な水道事業の運営.....	41
1	安定した水資源の確保	
2	水道事業の健全な運営	
3	節水対策の推進	
第7節	下水道の普及率向上と適正な排水処理.....	42
1	水洗化事業の推進	
2	雨水排水対策事業の推進	

3	財源・収入の適正化	
第8節	地域の特色を生かした土地利用.....	42
1	計画に沿った土地利用	
2	活気ある市街地づくり	
3	農用地の高度利用と保全	
4	森林機能の適切な保全	

第2部 基本計画

第1章 ともに考えともに創る活力あるまちづくり

第1節 楽しく支えあうコミュニティの推進

【現状と課題】

活力あるまちづくりを進めるためには、住民生活の場である地域におけるコミュニティ活動が必要不可欠なものとなります。

本町では、現在112の公区があり、地域における課題解決などにむけて公区の連合組織が設置されるなどの動きもありますが、その反面、都市化の進展などにより、コミュニティ意識や地域活動への参加意識が薄れていく傾向にあります。

また、公区のほかに、文化協会やボランティアやNPO法人（民間非営利組織）などの地域的なエリアを超えたいろいろな組織がありますが、リーダーや活動している人が限定され、特定の人とその役割を担っている状況もあります。

年々、少子・高齢化が一層進展していく中であって、失われつつある相互扶助をはじめ、防災、防犯、身近な生活環境などの問題解決に向けて、地域社会が担う役割はますます重要になっています。

こうしたことから、今後のまちづくりの原動力となるコミュニティ活動を活性化させ、住民の参加を促進させるための意識啓発や情報の提供を行うとともに、共に支え合う連帯感のある地域社会を形成する環境づくりが必要となっています。

【基本方針】

地域の連帯感を育むふれあい豊かなコミュニティ活動を推進するとともに、地域づくりに貢献する人材や団体の育成を図ります。

また、活動の拠点となる施設の適正配置と整備充実を進めるとともに、地域の一体感の醸成を図ります。

【施策の方向】

1 地域コミュニティの推進

- (1) 地域内での連帯意識の高揚を図り、地域に根ざしたコミュニティ活動を促進します。
- (2) 子どもから高齢者まで、同世代や異世代間の交流を促進し、情操あふれる地域コミュニティを進めます。

2 人づくりと団体の育成

- (1) 相互扶助の精神に立って、地域の問題は地域で解決できるような体制づくりを促進するとともに、ボランティア団体やNPO法人をはじめ地域づくりに貢献する各種団体の育成及びリーダーとなる人材を育成します。
- (2) ボランティア意識の啓発を図ります。

3 拠点施設の整備

- (1) コミュニティ活動の拠点施設である近隣センターの適正配置を進めるとともに、改築、改修を進めます。
- (2) 学校施設の開放や公共施設の有効活用を図り、住民間の交流や活動の場の提供を進めます。

4 地域と地域を結ぶ一体感の醸成

- (1) 地域間における個人や各団体などの交流を深めるとともに、地域に根ざした行事などの良さを享受しあい、地域への誇りや郷土意識の醸成を図ります。
- (2) 広報紙やホームページなどを通しての地域の情報提供や町民見学会の開催など、地域の良さを再発見できる環境づくりを進めます。

第2節 住民参加のまちづくりの推進

【現状と課題】

人口減少社会、少子・高齢化が進行する中で、子育て、介護、防犯、環境保全など、地域にはさまざまな解決すべき問題が存在しています。

このような問題に対しては、これを全て行政で対応していくことは、およそ限界があり、住民、公区、企業、NPOなど、地域社会の多様な主体との行政のパートナーシップによる協働の仕組みづくりを構築していくことが求められます。

本町においては、従来から「協働のまちづくり」に取り組んできており、平成17年度からは「協働のまちづくり支援事業」要綱を制定し、住民によるさまざまな活動に対し支援を行っています。

また、さまざまな計画などの策定過程においては、審議会などの委員をに一般公募により募るとともに、アンケート調査やホームページでの掲示板、意見箱の設置など、より住民が参加しやすい体制づくりに努めてきましたが、住民間や地域によって参加意識に差があることから、一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

一方、まちづくりには、女性の目から見た意見や提言の他、女性の積極的な参画が必要です。女性と男性がお互いにそれぞれの能力を認め合い、社会のあらゆる分野とともに参画し、社会的責任を分担し合う社会を目指す「男女共同参画社会」の形成が必要となっています。

【基本方針】

協働のまちづくりのさらなる推進とともに、まちづくりに住民が参加しやすい体制づくりを進めます。

また、自主的な住民活動に対する支援と住民意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の形成を推進します。

【施策の方向】

1 協働のまちづくりの推進

- (1) 行政と住民のパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解され実践されるよう情報の提供に努めます。
- (2) 「協働のまちづくり支援事業」をさらに推進するため、住民要望に即してメニューの見直しを図ります。

2 住民参加の環境づくり

- (1) 各種の審議会や委員会への女性や若者の登用を進めるとともに、一般公募制の拡充により、幅広い住民参加の機会を提供します。
- (2) 公園や近隣センターなど、住民に密着した公共施設の整備やさまざまな町の施策について、計画段階から住民参加を促進します。
- (3) 主要な計画の作成や住民の義務・権利に関する条例規則の制定改廃に関わるものについては、ホームページやファックス、アンケート調査などを通して、行政に対する意見を聴く機会の拡充を図ります。

3 自主的な住民活動の促進

- (1) 公区活動などの住民の自主的な活動を奨励し、地域力の向上に努めます。
- (2) 広く地域に貢献できる活動を促すため、住民意識の高揚を図ります。

4 男女共同参画社会の形成

- (1) 各種の講演会や学習会、講座などを通して、男女共同参画社会への住民理解と意識の高揚を図ります。
- (2) 政策の審議・立案などの場や、地域活動の場に男女が平等に参画できる機会を拡充します。

- (3) 各種団体、グループ活動やボランティア活動において男女の積極的な参加を推進するなど、環境の整備を進めます。
- (4) 少子化や共働き世帯の増大に対応して、子育ての負担軽減のため、幼稚園、保育所の充実を図ります。
- (5) 男女の育児・介護休暇制度の普及に向けた啓発活動を進めます。

第3節 国内交流や国際交流の推進

【現状と課題】

交通手段や通信技術の発達と経済活動のグローバル化により、国内交流をはじめ海外との国際交流は、地方においても着実に進んでいます。

本町においては、国内交流では、宮崎県日向市（旧東郷町）埼玉県上尾市との小学生による交流が行なわれています。

今後は、農業を通じた生産者と消費者との交流を促進するなど、本町の特性を生かした幅広い交流の展開が必要となっています。

また、国際交流の分野では、中学生・高校生による海外派遣事業を実施しているほか、パークゴルフを通じた海外や十勝管内在住の外国人との交流、国際交流協会による各種事業の実施などさまざまな交流が図られています。

今後も、多くの分野で交流を促進するため、住民の理解を一層進め、ホームステイや通訳などの育成・確保など外国人を受け入れる環境づくりを進める必要があります。

【基本方針】

これまでの実績を生かし、地域の特性を生かした国内交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。

また、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに、諸外国の人々を受け入れるための環境づくりを進めます。

【施策の方向】

1 国内交流活動の推進

- (1) すでに交流している宮崎県日向市（旧東郷町）や埼玉県上尾市をはじめ、さまざまな地域との交流によるネットワークづくりを進めます。
- (2) パークゴルフなどのスポーツや文化交流活動を通して、幅広い交流を進め、交流人口の拡大を図ります。

2 国際理解の充実

- (1) 社会教育、学校教育などさまざまな場を通して、住民の国際理解を深めます。
- (2) 国際交流員を継続配置し、実践的な外国語の充実を図り、国際感覚豊かな人づくりを進めます。

3 国際交流活動の推進

- (1) 中学生や高校生の海外派遣事業を通して、国際的視野を持つ人材の育成を図るとともに、外国人の受け入れなど諸外国との国際交流活動を積極的に進めます。
- (2) パークゴルフなどのスポーツや文化交流活動を促進します。

4 国際交流環境の整備

- (1) 国際交流のイベントなど交流機会を拡充し、外国人と地域住民のふれあいを促進します。
- (2) 国際交流協会や各学校、団体などによる国際交流活動を支援します。
- (3) 住民の協力のもと、ホームステイや通訳などボランティアの育成・確保を図ります。

- (4) 日本文化を通じた交流を進め、諸外国の人々を受け入れしやすい環境づくりを進めます。

5 交流を通じた情報の積極的発信

- (1) 国内交流や国際交流を通して、町の情報を積極的に発信します。

第4節 住民にやさしくわかりやすい行政の推進

【現状と課題】

社会情勢が目まぐるしく変動していく中、福祉や医療、年金など住民が必要とする情報も複雑多岐になってきており、住民の立場に立った対応やサービスの提供がますます重要になっています。

このため、住民にわかりやすい情報をよりの確に提供するとともに、親切丁寧な対応が求められてきています。

きめ細かなサービスを展開するためには、常に住民の意向を把握することが求められており、さまざまな機会を通して広聴機能の充実を図ることが必要となっています。

【基本方針】

住民にわかりやすく丁寧な対応を心がけるとともに、的確な情報提供と住民ニーズの把握に努めます。

【施策の方向】

1 わかりやすい行政の展開

- (1) 住民に密接に関連する事業やサービスを住民の立場に立ってわかりやすい情報提供に努めます。
- (2) さまざまなニーズに対応できるよう、より専門性の高いサービスに努めます。

2 情報の公開・個人情報の保護

- (1) 公正迅速で開かれた行政情報の提供を進めるため、適切な文書管理を行うとともに、個人情報やプライバシーを保護します。
- (2) 住民が主体的にまちづくりに参加できるよう、まちづくりに関する情報、各種計画、生活情報などを広報紙やホームページなどで積極的に提供します。

3 広報・広聴活動の充実

- (1) 子どもから高齢者まで、親しんで読んでもらえる広報紙づくりを進めます。
- (2) さまざまなニーズを把握し、社会情勢や住民生活に密着した広報紙づくりを進めます。
- (3) 出前講座やアンケート調査、意見箱の設置、ホームページの掲示板の活用など、住民の意見要望の的確な把握に努めます。
- (4) 住民と町長が対話できる機会の拡充を図ります。

第5節 効率的で健全な行財政の運営

【現状と課題】

国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限委譲の進展に伴い、自立した行政主体として、一層の政策形成能力の強化や事務事業の効率化などによる、自治体経営能力の向上が求められています。

また、社会情勢は大きく変化し、住民の行政に対するニーズが高度化、多様化しているとともに、職員は常に新しい知識を幅広く身につけていくことに加えて、専門性の高い知識が求められる場面が増えています。

さらに、法令などを遵守することはもちろん、住民から信頼を得られるよう、全体の奉仕者としての自覚のもとに高い倫理性が必要となっています。

このため、社会情勢や住民のニーズに迅速かつ的確に対応できる行政の体制整備を図るとともに、各種研修の充実を図り、政策形成能力やまちづくりへの意欲の高揚など、職員の資質・能力の向上に努めることが求められています。

一方、財政運営では、本町では、国、地方ともに経済が上向きの時代に着手した大型事業などの実施の後、経済低迷などが要因で、厳しい財政状況が続きますが、最大の行政改革である合併を成就し、緊縮財政の中、住民サービスの向上に努めています。

こうしたことから、住民が求めるさまざまなニーズを踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげることを基本とした財政運営のもと、計画に基づいた予算の重点的配分にも配慮し、健全な財政を維持していくことが重要となっています。

【基本方針】

総合計画や各種計画の着実な実現を図るために、長期的な展望に立った行財政運営を戦略的に進めます。

また、最小の経費で最大の効果を上げることを基本として、徹底した行財政改革を進め、行政組織機構の見直しや行政事務の効率化、職員資質向上を図り、財政の健全性の確保に努めます。

【施策の方向】

1 行政組織・機構の改革

- (1) より簡素で効率的、機動的な組織機構を目指し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを踏まえ、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (2) 庁舎内の横断的な検討組織を活用し、縦割り組織による弊害を防ぐとともに、迅速に意思決定できる体制づくりを進めます。

2 行政事務の効率化

- (1) 行政改革をはじめ、事業を評価する体制づくりを進め、スクラップアンドビルドの原則を進めます。
- (2) 地方分権の推進などにより質的・量的にも増大する行政事務の正確化、迅速化、効率化を図るため、コンピュータ利用のさらなる高度化を進めるなど、事務処理の合理化及び改善を図ります。

3 職員の資質向上

- (1) 職場内研修や研修機関への派遣研修などを通して、職員一人ひとりの意識改革を高め、政策形成能力、創造的能力、問題解決能力などの向上を図るとともに、経営感覚を持った職員を養成します。

4 財政の健全性の確保

- (1) 町税などの収納率の向上や受益者負担の適正化を進めるとともに、広告料収入など新たな収入システムを構築し、自主財源の確保を図ります。
- (2) 事業を進める上で、より有利な補助金や交付金、起債などを選択し、健全な財政バランスを保ちます。
- (3) 経常的な経費を抑制するとともに、前例踏襲にとらわれない新たな発想のもと、常に創意工夫を心がけ、予算の効率的、重点的配分を図り、計画的な財政執行により健全な財政運営に努めます。
- (4) 公共施設や公有地などの適切な維持管理に努めるとともに、必要性に応じて効果的な財産の取得や売却を進め、住民のニーズに即した有効活用を図ります。

第6節 効果的な広域行政の推進

【現状と課題】

交通や通信体系が発達し、住民の日常生活圏が拡大している中、広域行政の取り組みも、地方分権の推進と相まって大きな時代の流れとなっています。

本町は、これまでも保健・医療技術者の養成、教育研修センターの運営、税の滞納処理などについて、十勝圏域の市町村との密接な連携のもとに取り組んできています。

また、ゴミやし尿処理、上下水道、消防、介護保険の認定審査、火葬場、などは近隣市町村との一部事務組合もしくは機関の共同設置などにも取り組んでいます。

さらに、帯広市、音更町、芽室町とともに帯広圏としての都市計画を連携しながら推進しているほか、消防をはじめ、国民健康保険事業や国民年金などは、十勝圏域全体での広域展開の可能性について検討を進めています。

このように、一市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割が重要となっています。

今後もさまざまな分野において効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制の強化やネットワークを一層推進する必要があります。

【基本方針】

本町の特性を生かしながら近隣市町村との連携や交流を深め、効果的な広域連携事業を進めます。

また、住民サービスの向上や財政のさらなる効率化を図るため、新たな広域連携事業を検討します。

【施策の方向】

1 広域行政事務の推進

(1) 十勝ふるさと市町村圏計画に基づき、十勝圏の一体的な発展に取り組むとともに、ゴミ、し尿処理、上下水道、火葬場、消防など一部事務組合の効率的な運営を進めます。

(2) 近隣市町村との連携を強化し、東十勝介護認定審査会など共同で設置している機関の一層の充実を図るとともに、新たな広域連携事業を検討します。

2 広域連携事業の推進

(1) 観光施設などのネットワーク化を促進し、広域的な観光ルートの開発や共通イベントでの特産物の販売・PRを図ります。

(2) 生涯学習、スポーツ、文化、産業などさまざまな分野で開催される共同事業やイベントなどに積極的に参加するとともに、新たな事業の共同開催に積極的に参画します。

第7節 定住施策の推進

【現状と課題】

本町の人口は、札内市街地の人口増化により順調に推移してきましたが、ここ数年は、増減を繰り返しながらも横ばい若しくは微減という状況にあります。

また、農村部や幕別本町地区、忠類地区は人口の減少が進んでおり、これらの地域を担う人材や小中学校の存続、さらには商店街への影響など、大きな問題となっています。

このように、人口の減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の維持または増加を視野に入れた施策が必要となっています。

【基本方針】

このまちに住んでいることへの愛着や満足感を持てるようなまちづくりを進め、定住人口の拡大を図ります。

【施策の方向】

1 定住・移住の促進

- (1) 子どもから高齢者までが楽しく安心して暮らせる施策を展開します。
- (2) 子どもを産み育てやすいまちとして、子育て支援の充実を図ります。
- (3) 住宅環境の整備や雇用の場の確保に努めます。
- (4) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住の促進を図ります。

2 情報の収集と発信

- (1) 空き家情報をはじめ、移住関連情報をホームページなどで積極的に発信します。

第8節 情報基盤の整備

【現状と課題】

光ファイバーによる超高速インターネット環境の提供や地上デジタル放送の開始により本町においても新たな情報基盤の整備され、一般家庭や事業所においても、パソコンや地上デジタル対応テレビの導入が進み、さまざまな情報を入手する環境が整いつつあります。

行政内部の情報処理についてもコンピュータ化を進め、さらに合併に合わせて公共施設間を光ファイバーなどで接続するとともにインターネットを通してホームページなどで町の情報を提供するほか意見を収集する環境が構築されています。

しかし、高速なインターネット環境が提供されていない地域があることや、地上デジタル放送の難視聴地域が新たに発生することが懸念されています。

今後、保健医療・福祉・防災・学校教育・生涯学習などあらゆる分野においてIT化が進むことから、情報化のニーズはますます高まるものと思われ、さらなる高度情報化への対応を進める必要があります。

【基本方針】

より高度な情報通信技術を取り入れ、質の高い効率的な行政運営を目指します。

また、迅速で便利な行政サービスの向上を図るとともに、インターネット環境の格差是正を図り、住民が情報を入手しやすい環境整備を進めます。

【施策の方向】

1 情報通信基盤の整備

- (1) 住民へのインターネットの普及や地上デジタル放送の普及を促進し、インターネット環境の格差是正を図ります。

2 情報化に対応した人材の育成

- (1) 学校教育における情報化教育の充実を進め、専門的・創造的な人材の育成を図ります。

3 情報基盤の効果的な活用

- (1) 公共施設間のネットワークを活用し、住民サービスの利便性の向上を図ります。

第2章 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

第1節 時代に即した農業経営の確立

【現状と課題】

本町の農業は、安全・安心で良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環

境保全や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮を通じ、住民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、WTO・FTA交渉の進展や国の新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業者の先行き不安感や不透明感が増大するとともに、さらには担い手の減少や高齢化、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりなど、さまざまな課題を抱えています。

こうした中で、食料供給基地としての役割をこれまで以上に発揮していくことが求められており、安全で良質な食料を安定的に生産・供給する体制づくりを一層進めていくことが重要となっています。

このため、生産基盤や流通加工体制の整備を図るとともに、担い手の確保・育成への取り組みや農地流動化の促進など安定的な農業生産体制を確立する必要があります。

また、地域ブランドの形成を図り、収益性の高い作物の導入による経営の安定化や、環境保全に対する意識の高まりに応えるため、「クリーン農業」、「循環型農業」を促進するとともに、都市部の人々にとってもより身近な生産や生活、休養、教育の場として、農業の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、活力と魅力ある農村づくりを進めていくことが必要です。

【基本方針】

環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに、付加価値を高め、新たな国際的・国内的環境に対応できる競争力のある力強い農業と、活力とうるおいのある農村づくりを進めます。

また、戦略的な市場の開拓と流通・販売を促進するとともに、担い手の確保・育成と農地の流動化を促進します。

【施策の方向】

1 農業基盤の整備

- (1) 優良農地の維持や生産性の向上を図るため、明きょ排水や暗きょ排水、畑地かんがい用水施設などの土地基盤の整備を長期的な観点にたって計画的に進めます。
- (2) 農畜産物輸送の効率化を図るとともに、農村生活環境の改善のための農道整備を進めます。
- (3) 自然災害から農地を守るため、土地改良施設の機能維持を図るなど、施設管理体制を強化します。
- (4) 農畜産物の副産物を有効に活用した地力保全対策を進めます。

2 農業支援システムの充実

- (1) 気象や地図などの農業情報システムの活用を促進するとともに、これらの情報提供が運用できる全町体制システムの整備を進めます。
- (2) 酪農ヘルパー制度の充実を図り、休日制を導入した企業的経営の促進に努めるとともに、コントラクターなどを活用した労働力を補完するためのシステムの整備を進めます。

3 農地の流動化の促進

- (1) 担い手への農地の流動化を図るとともに、経営の効率化を図るため農地の集団化などを進めます。
- (2) 優良農地の確保・保全に努めるとともに、遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを促進します。

4 担い手の確保・育成

- (1) 財団法人幕別町農業振興公社が行なう担い手対策事業「まくべつ農村アカデミー」や「農業後継者花嫁対策事業」と連携を図り、農業後継者の育成や仲間づくり、パートナー対策を推進するとともに、新規参入希望者の確保に努め、担い手の育成を図ります。
- (2) 生産活動の一翼を担う女性が経営に参画しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を有する高齢者が活躍する場の確保などを進め、女性や高齢者の役割の発揮を促進します。

5 農業経営の改善

- (1) 関係機関と協力し、営農指導の充実・強化を促進するとともに、農業金融制度の効果的活用のもとに足腰の強い経営への体質強化を図ります。
- (2) 地域農業を担う経営体の一形態として、労働条件の改善や社会的信用度の向上が期待される農業生産法人の育成を図ります。
- (3) 経営の複合化を促進するとともに、農産加工やファームインなどグリーンツーリズムの取り組みによる経営の多角化を進めます。

6 生産性の向上

- (1) 合理的な輪作体系を確立し、有機物の活用などによる土づくりを進めるとともに、農業試験ほ場での成果の活用を図り、安全で良質な農畜産物の安定生産を図ります。
- (2) 野菜などの振興のため、安定的な労働力確保を促進するとともに、機械化体系の構築に努め安定生産を図ります。
- (3) 良質な自給飼料の効率的生産を促進するため、補助事業などを活用した計画的な草地整備や粗飼料収穫コントラクターの利用を促進します。
- (4) 家畜の疾病や事故などによる損失を防ぐため、家畜衛生対策の充実を図ります。
- (5) 優良系統牛の導入を推進し、乳量や産肉能力の優れた牛の増殖を図ります。
- (6) 適正な飼料給与や繁殖管理技術の改善を図り、飼養管理技術の向上を図ります。
- (7) 町営牧場の効率的な運営を図り、畜産農家の経営の効率化を進めます。

7 高付加価値化の促進

- (1) 競争力のある地域ブランドの形成に向けた取り組みとして、「クリーン農業」「循環型農業」を基本とした栽培技術の向上や家畜改良技術の改善に努めるとともに、貯蔵・集出荷などの流通体系の整備を進めます。
- (2) 製造業、流通・サービス業など産業間の結びつきを強めるとともに、産・学・官の連携のもと、農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを促進します。

8 環境との調和

- (1) 農業系廃棄物の適正な処理を推進するとともに、産業廃棄物の排出者としての意識啓発を図ります。
- (2) 家畜ふん尿の適正な管理と積極的な利活用を促進するため、ふん尿処理技術の紹介や、堆肥施用の有効性について啓発に努め、耕畜連携による地域循環システムの推進を図ります。
- (3) 合併浄化槽の整備など農村地域に住む人々が快適でゆとりある生活を楽しめる環境の整備を進めます。
- (4) 低農薬や有機栽培などの環境保全型農業の定着を、生産者及び関係機関と連携し進めます。

9 都市と農村との交流

- (1) 美しい農村景観の創出を促進し、都市市民の休養、教育の場として開かれた活力ある農村づくりに努め、グリーンツーリズムを推進します。
- (2) 農業、農村に対する理解を深めるため、自然と調和した農村環境や農村の文化など情報の発信に努めます。

10 消費者と生産者との結びつきの強化

- (1) 食料を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する食農教育を推進します。
- (2) 消費者との交流を図り、消費者の需要動向に対応した農畜産物を生産し、地産地消を進めます。

11 新しい時代への対応

- (1) 農地の保全と農業生産活動を自立的かつ継続的に実施していくため、時代に即応した情報の管理、経営規模拡大に伴う近代的施設の整備を進めます。
- (2) 気象条件など地域に適した新規作物の導入促進について関係機関との連携を図りながら検討を進めます。
- (3) 農業関連分野への就業機会の拡大を図るため、加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業であるアグリビジネスの創出を推進します。

12 団体の育成と連携強化

- (1) 農業関係団体の育成とともに、商工業団体をはじめ、全ての業種との連携強化、消費者との交流などを進め、住民一体となった農業振興に努めます。

第2節 多機能を生かした林業の推進

【現状と課題】

近年のわが国における林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や外国産木材の輸入の増加、林業の担い手の減少・高齢化などにより、極めて厳しい環境にあります。

一方、これまでの水源の涵養、国土や環境の保全、保養の場の提供などから、地球温暖化の防止・生物多様性の保全といった森林の持つ多面性機能を高度に発揮していくことが求められています。

こうしたことから、森林を生産財であるとともに公共財としてとらえ、森林の持つ多様な機能を一層発揮していくため、森林資源の質的な充実と活力ある林業・木材産業の育成を図り、森林を守り育てる持続的な管理とその多面的な利用を推進していく必要があります。

【基本方針】

将来を見据え多様な森林づくりを進めるとともに、生態系や環境の保全、文化の創造、資源の循環利用を促進します。

【施策の方向】

1 多面的機能を重視した森林づくり

- (1) 森林の持つ「緑のダム」と称される水源涵養や治山などの公益的機能の充実と保全育成のため、計画的な造林・育林事業など適正な管理を図ります。
- (2) 保健休養機能など森林の持つ多様な機能の活用を図ります。

2 民有林の振興

- (1) 地域の中核的な林業事業主体である森林組合との一層の連携を図り、森林所有者による下草刈りや除間伐などの森林施業を促進するなど、民有林の振興を進めます。

3 木材の利用促進

- (1) 健康面や情緒面など木の良さの普及啓発を図り、カラマツや間伐材などの木材利用を促進します。

4 森林に対する理解の促進

- (1) 森林の重要性についての理解を深めるため、森林や林業に関する学習機会の充実を図るとともに、木と触れ合う機会の創出、森林遊歩道の活用など、レクリエーション空間の提供に努めます。

5 耕地防風林の保全

- (1) 耕地防風林の保全・造成を促進し、農地の保護や十勝らしい魅力ある農村景観の創出を図ります。

6 育苗事業の推進

- (1) 「造る」林業から「育てる」林業に視点を変え、育苗事業を実施し、あわせて林業従事者の雇用の場の確保を図ります。

7 団体の育成と連携強化

- (1) 林業関係団体の育成とともに、団体と連携を取りながら林業後継者の育成を図ります。

第3節 活気と特色ある商工業の振興

【現状と課題】

少子・高齢化が進行し地域間競争が激化する中、消費者ニーズは個性化や多様化が進み、豊かな住民生活を実現していくためには、雇用や経済を支える地域産業の活性化が極めて重要になります。

近年、車社会の進展によって消費者行動は町外へ流出する傾向にあり、さらに、通信販売やインターネットでの商品購入などが容易になることにより、地元商店街の利用者が著しく減少しています。

中心市街地の空洞化が進む中、商業団体の育成や指導者の充実をはじめ、商業者の協同意識の高揚や後継者の育成に取り組むとともに、街の顔としての魅力ある商店街をつくるために、商業者自らの創造とサービスの提供が求められています。

中小企業などにおいては、経済環境の急激な変化に対応していくため、自らの創意工夫により、経営力の一層の強化を図るとともに、新たな商品市場の開拓や新分野への事業展開に果敢に挑戦していく積極性や創造性が求められています。

工業を取り巻く環境は、長引く景気低迷のなかで、経済のグローバル化、さらには少子・高齢化や環境問題への対応などで、依然として企業の設備投資控えが続いています。

本町の主な工業としては、窯業・土石製品・木製品、食料品などの製造業があげられますが、そのほとんどが経済変動の影響を受けやすい小規模事業所であり、依然厳しい経営状況にあります。

このようなことから地域の特性を生かした産業集積に努めるとともに、地域の資源や技術、人材を有機的に結びつけながら地場産業の振興を主体とした内発的な産業振興策を充実・強化する必要があります。

【基本方針】

地域の特性を生かし、地域の資源・人材が主体となる商店街を形成し、消費者ニーズに応えられる地域商業の形成を図ります。

商工会との連携を図りながら、農業を核とした地域資源を活用するなど新規事業の取組みを促進します。

また、工業においては、既存企業の育成を促進するとともに、基幹産業である農業に結びついた製造業などの積極的な誘致を進め、魅力ある雇用の場の創出を図ります。

【施策の方向】

1 既存企業の振興

- (1) 安定した就労の場を確保するため、地場産業の振興を促進し、既存企業の活性化を図ります。
- (2) 既存企業の育成のため、国・道の施策との連携を図りながら、補助・融資制度の活用を促し、複合化・高付加価値化などによる企業体質の強化を図ります。
- (3) 商工会を中心にネットワーク化を促進し、後継者の育成とともに、人材や情報の交流を通して技術力や競争力の向上を図ります。

2 活発な商業活動の促進

- (1) 商店街の組織化を促進するとともに、商業団体の機能充実に支援します。
- (2) 商工会との連携による地域振興に関わる各種事業の展開を図るとともに、個性的な商店街作りを目指して、売り出し・宣伝・イベントなどの共同事業の展開を促進します。
- (3) 農畜産物などの地場産品を生かした商業活動を促進するとともに、新たな商品開発を推進します。

3 企業誘致の促進

- (1) 地場産業や地場資源と関連の強い業種を中心に関係機関と連携し、企業誘致の取り組みを進めると共に、環境型産業の企業の立地を促進します。
- (2) 新規企業が立地しやすい環境を整え、企業立地の促進を図ります。

第4節 生き生きと働く環境づくりの推進

【現状と課題】

全国的には景気が上昇しているものの、回復基調が遅れている道内においては、依然厳しい雇用環境にあるため、特に新規学卒者の就職環境が厳しくなっています。

本町においても、企業誘致の推進や既存企業の活性化などにより、魅力ある雇用の場を創出することが大きな課題となっています。

また、季節労働者の安定的雇用や、高齢者、障がい者の雇用の場の確保が求められています。

さらに、関係機関と連携し、労働環境の整備や勤労者福祉向上に取り組む必要があります。

【基本方針】

企業誘致や既存企業の活性化、関係機関との連携により、さまざまな雇用の場の確保を図るとともに、働きやすい魅力ある雇用環境づくりを進めます。

【施策の方向】

1 雇用の拡大

- (1) 既存企業の育成や企業誘致に努めるとともに、関係機関などと連携して雇用の場の拡大・確保を図ります。
- (2) 季節労働者の冬季間における就業の場の確保に努めるとともに、通年雇用を促進します。
- (3) 高齢者の就業機会の拡大に努めるとともに、「高齢者就労センター」の一層の活用を図ります。
- (4) 障がい者の雇用促進のため、事業主に対して責任ある役割分担を求めていきます。

2 勤労者福祉の充実

- (1) 勤労者福利の向上を図るためには、事業主や勤労者個々の自主的努力を基本

としながら、ゆとりある豊かな勤労者生活を目指し、職場環境の整備などの労働条件の改善の啓発に努め、勤労者福祉の充実を図ります。

- (2) 働きがいや安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境をつくるため、福利厚生事業の充実を図ります。
- (3) 労働する人にとって働きやすい職場づくりをすることはもとより、今後は、子育てしやすい職場環境づくりを進めます。

第5節 地域性あふれる観光の振興

【現状と課題】

近年の観光ニーズは、自然、健康、本物体験の志向が高まる中、価値観の多様化や個性化の傾向を増してきており、旅行形態も小グループや家族、個人旅行などが主流になりつつあります。

一方では、インターネットや情報産業の普及に伴い、自分で観光スポットを探し、費用節約型の観光志向も増加しています。

また、全国的に自然環境に対する関心や農業・農村の価値を再認識する気運が高まる中、十勝の自然や風土・食・田園風景などの体験型観光を求める傾向も増えてきていることから、新たな観光の取り組みが必要となっています。

本町では、発祥の地として全国的にも有名なパークゴルフ場をはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、温泉宿泊施設、スキー場など一年を通して楽しめる観光資源があります。

このため、観光資源を最大限に生かしながら、効果的な観光施策ができるように産業間・業種間の連携、十勝圏の広域的な観光との連携を進め、魅力ある観光づくりに取り組む必要があります。

観光客の動機付けをより高めるための、幅広くきめ細かな観光情報を的確に提供するとともに、観光推進体制の整備、充実が求められています。

【基本方針】

観光が地域活性化に寄与することを認識し、観光事業者、地域住民、行政が役割分担しながらパートナーシップに基づいて連携し、地域の総合力を発揮するよう観光推進体制の整備を進めます。

豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用するとともに、その観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ」のほかに「体験する」を加えた、地域性あふれる観光地づくりを進めます。

【施策の方向】

1 観光振興の体制づくり

- (1) 観光物産協会を中心として、地域住民、行政が役割分担しながらパートナーシップに基づいて連携し、地域の総合力を発揮するよう観光推進体制の整備充実強化を図ります。
- (2) 観光物産パンフレットの作成・配布をはじめ、ホームページの活用、さらには町内外の観光物産イベントへの積極的な出品などによるPRの推進を図ります。
- (3) 地域資源、観光資源を最大限に生かすために、産業間の連携を図り、魅力あるイベントづくりを進めます。

2 観光拠点などの充実

- (1) 町内の観光拠点を結ぶネットワークづくりを進めます。
- (2) 観光資源を最大限に活用した施設の充実と観光客のニーズにあった事業の展開を図ります。

3 地域資源を生かした観光・物産振興

- (1) 新たな観光資源の発掘と活用の推進を図ります。
- (2) 豊かな自然環境と、のどかな田園風景が広がる農村景観を生かしながら、ファームインなどの環境整備を促進し、十勝の体験観光施設と広域的な観光ネットワークと連携したグリーンツーリズムを推進します。
- (3) 地域資源を生かした特色ある物産、地域情報などを広くPRするため、関係機関と連携し、物産の販路拡大を促進します。
- (4) スキー場を活用した冬のアウトドア型観光の推進と新たな観光資源の開発に取り組みます。

第3章 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

第1節 子育てにやさしい環境づくりの推進

【現状と課題】

厚生労働省が発表した出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかとなり、今後少子化が一層進行する見通しが示されています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の一般化などが進む中、家庭や地域の子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。

このため、このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備が強く求められています。

本町には、常設保育所が5カ所、へき地保育所が6カ所あります。特に、幕別地区と忠類地区は児童数が減少傾向にあり、また、札内地区は女性の就業機会の増大などによる保育のニーズの多様化といった状況にあるため、施設の再編成や整備が必要になっています。

【基本方針】

子育て支援のための総合計画である「次世代育成支援行動計画」に基づき、きめ細かな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策の推進に努めます。

また、育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。

さらには、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や、地域での保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

【施策の方向】

1 家庭における子育てへの支援

- (1) 子育て支援センターを中核施設として子育て相談などを充実するとともに、子育て情報の提供に努めるなど、地域ぐるみの子育てを支援します。
- (2) 家庭において男女が共同して子育てが行なわれるよう、意識啓発を図ります。

2 保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育ニーズの多様化に対応するため、計画的な施設整備を進めます。
- (2) 児童が身近な場で自然と親しみ、仲間との協調性を養いながら健やかに育つよう、各地区の街区公園など遊び場の整備を進めます。

- (3) 今後ますます社会的要請の強まるであろう学童保育の実情を踏まえ、保育児童数の適正定員の確保と指導員の確保に努めます。また、学童保育のサービス維持のために施設の整備を進めます。

3 保育サービスの充実

- (1) 保育ニーズの多様化に対応し、延長保育や乳児・障がい児保育の拡充に努めます。

4 児童擁護の充実

- (1) 子どもたちの人権の保障とともに、犯罪や事故にあわないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、住民一人ひとりが児童擁護に主体的に関われるよう意識啓発に努めます。

5 地域で子どもを豊かに育てる

- (1) 休日や放課後の児童・生徒の対応として、地域の人々が子どもたちを守り、育てていく活動を支援します。
- (2) 地域住民が子育て(特に未就学児童)に関わり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (3) 子供と自然とのふれあいや、交流会、キャンプ、地域文化の体験、古くから伝わる遊び体験などで情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

第2節 生きがいを持てる高齢者福祉の推進

【現状と課題】

本町の65歳以上の老年人口比率は、平成7年国勢調査時点で16.4%であったものが、平成12年には19.0%、平成17年には22.6%となり、高齢化が急速に進んでいます。人口の推移で見ると、平成7年国勢調査で3,208人、平成12年が4,952人、平成17年が6,069人となっており、10年前と比較すると89.1%の高い伸びとなっています。

こうした急速な高齢化により、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が急速に増加するだけでなく、核家族化や家族意識の変化などにより、家庭における介護力はますます低下していくものと見込まれます。

本町では、平成18年に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって地域において自立した生活を行なえるよう、明るく活力ある長寿社会の実現を目指しています。

今後、高齢者が住み慣れた家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した保健福祉サービスを充実し、支援や介護を必要とする高齢者とその家族への支援体制の整備を図り、ますます多様・個別化する福祉需要に地域ぐるみできめ細かくに対応できるよう地域ケアシステムの構築が必要です。

また、要介護状態にならないための介護予防事業や自立支援事業の充実が、元気な高齢者を増加させ、うるおいに満ちた高齢者像が実現されるものと考え、これらの実現を目指すことが求められています。

【基本方針】

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、社会福祉協議会、医療・福祉法人、NPO法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービスが利用者に受けられやすい体制づくりを進めます。

【施策の方向】

1 適切な介護サービスの提供

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに、必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 介護サービスの質の向上を高めるとともに、利用者の相談に対応できる体制を確立し、高齢者及びその家族が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

2 介護予防事業の充実

- (1) 地域社会の中で健やかに年齢を重ね、生き生きとした生活を送れるために、健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取り組みを身近なところで利用できる体制づくりを進めます。

3 働く場の確保

- (1) 病気の予防と地域貢献などによる充実感の醸成を促すため、高齢者就労センターの活用促進を図ります。
- (2) 「生活」そのものがうまいものとするため、多様な交流機会の創出や自立を促す就労機会の提供を支援します。

4 人生100年の生きがいづくり

- (1) 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」を提供するとともに、社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなど、人生100年を目指した生きがいづくりを進めます。
- (2) 高齢者学級や老人クラブなどの活動を積極的に参加できるよう支援します。

第3節 心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進

【現状と課題】（以下（児）の表示は省略します）

障がい者の現状は、加齢、重度化、重複化が進む中で年々増加しています。先天的な知的障がい者、精神障がい者に加え、内部障がいに伴う身体障がい者の増加が著しく、その理由として内部障がいとして認定される器官が増えたことや、内部障がいの原因となる疾病（糖尿病や心臓病など）にかかる人が増えたことが理由だと考えられます。

こうした障がい者が安定した生活を送れるように、住民の一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の一員として安心して自立した生活ができるよう、障がい者の生活を支援していく環境づくりが課題となります。

このため、障がい者の問題は障がいのない人々にも共通の問題であるという認識のもと、ボランティア活動などにより、障がい者を地域ぐるみで支えあうとともに、関係機関との連携を深めながら、在宅サービスの充実を図り、障がい者にやさしいまちづくりを進める必要があります。

こうした中、これまで別々の法律に基づいてサービスの提供を受けていた3障がい（身体・知的・精神）者が、平成18年度から施行されている障害者自立支援法によって、障がいの種別が異なる場合にあっても全国一律で共通のサービスが受けられる新しい制度がスタートしており、この制度の周知を図り、利用者がスムーズに新制度に移行できるように努める必要があります。

また、障がいの予防、早期発見、早期療養、療育の取り組みや、障がい者が社会

に参加できるように障がいの程度・内容に応じたきめ細かい施策の展開が必要になっています。

【基本方針】

「幕別町障害者福祉計画」(注)に基づき、障がい者が地域社会の一員として安心して生活ができ、社会参加ができる環境づくりを地域福祉団体やボランティアと連携し進めます。

また、障がい者が自立でき、生きがいのある生活を送るために、障がい者の能力や個性に応じ、主体的に社会参加できる雇用の場の確保を図ります。

【施策の方向】

1 障がい者福祉サービスの充実

- (1) 障がいの未然防止や障がいの早期発見・早期療育を一貫して行なうため、知識の普及や妊婦・乳幼児の健康診断を充実するとともに、早期療育体制の充実を図ります。
- (2) 障がい者の社会参加を促進するために、社会適応訓練や機能回復訓練の充実と支援を図ります。
- (3) 障がい者のホームヘルプサービスなど、各種在宅サービスの充実を図ります。
- (4) 障がい者が安心して暮らすことができるよう、相談指導體制の充実を図ります。

2 障がい者の自立支援

- (1) 地域社会への参加を促進するため相談者指導體制の充実を図り、各種スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。
- (2) 障がい者の能力や個性に応じ、主体的に社会参加できる雇用の場の確保のため、企業などへの啓発を図ります。

3 障がい者福祉意識の啓発

- (1) ノーマライゼーションの理念の下に、障がい者についてより一層理解を深めるため、交流及び啓発活動を推進し、住民の障がい者福祉意識の高揚を図ります。

4 居住環境の整備

- (1) 障がい者の在宅生活に配慮した公営住宅の建設を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づいた住宅の新築・改善を促進します。
- (2) 公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設においても障がい者に利用しやすい施設の整備を促し、さらには、災害時の安全対策を図り、安全安心なまちづくりを進めます。

第4節 心かよいあう地域福祉の推進

【現状と課題】

急速に進行する少子・高齢化や核家族化の進展、就労構造や経済状況の変化などの要因により、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能が働かなくなっている中、地域で暮らす高齢者、障がい者、児童とその家族の中には、さまざまな問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。

本町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などによる地域での福祉活動が展開されていますが、より一層、地域住民の福祉意識の高揚とボランティアの育成が必要です。

こうした中、住民の福祉に対するニーズは多様化、複雑化していることから、幅広く質の高い福祉サービスの提供はもとより、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携した地域福祉の仕組みづくりを行ない、ともに支え合う地域社会づくりを進め

ることが課題となっています。

近年、離別や死別などによって、ひとり親家庭は、増加の傾向にあります。これらの世帯では、経済的、社会的、精神的にも不安定な状況におかれがちであり、それが、児童の健全育成に影響をおよぼすことも少なくありません。

また、長引く経済の低迷や離婚など社会構造の変化や複雑化を要因に、経済的に弱い立場にある高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯で経済的支援を必要とする世帯が増えています。

一方、アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的に安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実や生活環境の一層の改善を促進する必要があります。

【基本方針】

住民の福祉意識を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携し、ともに支え合う地域福祉の環境づくりを進め、心が通い合う福祉社会の形成を図ります。

また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、相談、指導などの充実を図り、安定した就業の場の確保と自立援護対策の推進に努めるとともに、低所得者に対する支援を進めます。

一方、アイヌの人たちへの福祉を推進し、安定した生活のための支援を進めます。

【施策の方向】

1 住民福祉意識の高揚

- (1) 住民の福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携する場を設ける「地域福祉プラットフォーム型システム」の構築を目指すとともに、情報の提供など幅広い取り組みを展開します。
- (2) 学校や地域での福祉活動に対する学習機会を拡充するとともに、実践的な福祉活動への参加機会を拡げ、ボランティア団体の育成を図ります。

2 地域福祉活動の充実

- (1) 地域福祉活動の中心的な役割を担っている、社会福祉協議会や各種民間福祉団体の活動を支援します。
- (2) 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を図ります。
- (3) 質の高い福祉サービスや情報が提供できるよう、社会福祉協議会との連携を図りながら地域福祉ネットワークづくりを進めます。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

- (1) ひとり親家庭の福祉向上のため、生活・就労・就学との相談や指導助言などの充実を図ります。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、社会的環境の整備を進めます。

4 低所得者福祉の推進

- (1) 民生委員との連携による就労・生活などの相談体制の充実を進めるとともに、各種生活支援資金制度の有効活用を図ります。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

- (1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
- (2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実に努めます。
- (3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

第5節 ともに支えあう社会保障の充実

【現状と課題】

本町の国民健康保険事業は、少子・高齢化、就業構造の変化や団塊世代の国保加入による高齢者や低所得者の加入割合が増加するとともに、医療費においては、生活習慣病の増加や高度医療機器の発達などにより、年々増加する傾向にあります。

このように、医療費が増大する一方で、被保険者の保険税負担能力が低いという事業運営上の大きな問題を抱えています。

このため、医療費の増加の大きな要因の一つである生活習慣病の予防などのため、住民健康づくりや各種保健事業を実施することで、生活習慣病の改善を図るなど、医療費の削減に取り組んでいくとともに、制度自体のあり方の検討として広域化や制度改革を関係機関に要請していく必要があります。

介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、高齢者の生活を支える制度として定着してきました。しかし、要介護者における軽度者の増加に対し、改善に向かう傾向が見受けられないため、制度としての持続可能性の確保、介護予防を重視したサービスの充実、介護サービスの質の向上を図ることが必要です。

一方、老人医療については、制度改革により、平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度が創設されることで、都道府県ごとに設立された広域連合による運営となることから、老人医療保険が広域化され、制度及び財政の安定的運営が図られることとなるが、高齢社会を迎えた今、年々増加する医療費に対応するため、引き続き高齢者の健康増進や老人医療費の効率化、適正化を図ることが必要です。

また、社会保障の大きな柱の一つに年金制度がありますが適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることを望んでいます。

高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金需給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、年金制度における給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図るうえで重要な課題となっています。

【基本方針】

全ての住民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに、安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

【施策の方向】

1 国民健康保険事業の健全な運営

- (1) 保険税収納率の向上やレセプト点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 特定健診など実施計画に基づく特定健診・特定保健指導など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
- (3) 国民健康保険制度の一層の周知に努めます。
- (4) 健全な運営のための制度のあり方を検討するとともに、広域化や制度改革を関係機関に要請します。

2 介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや病気予防などの保健事業を充実し、介護保険の抑制に取り組みます。

(3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。

3 国民年金制度の普及促進

- (1) 住民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図ります。
- (2) 時代の変化に適応した制度の改善・確保について、国に要請します。

第6節 健康を守る確かな保健医療体制の確立

【現状と課題】

急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、医療技術の進歩、勤務医不足、住民意識の変化など、保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、食生活を始めとする生活習慣の変化、居住環境や生活環境の変化に伴い、健康リスクは増大するほか、家庭や地域社会において人間関係が希薄化するとともに、長期にわたり厳しい社会情勢が続くなかでリストラ圧力などにより精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、心の病も広がっています。

一方、高齢化の進行に伴って、寝たきり老人や初老期・老年期の精神障がい者の増加も課題となっています。

このような中、食を通しての健康管理やパークゴルフ、軽スポーツ活動などが住民の生活に浸透し、「自分の健康は自分で守る」という意識の高まりを見せています。

このため、検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を重視するとともに、身近な存在として利用できる地域保健活動の拠点づくり、多様な経路による情報提供を進めていく必要があります。

さらには、各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。

こうしたことから、医療、保健及び教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに、初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する、地域の医療体制の充実が必要となります。

【基本方針】

保健福祉センター・ふれあいセンター福寿の機能充実を図り、各種検診の充実など、疾病の早期発見・治療に努めるとともに、住民一人ひとりが自らの健康管理を適切に行うための情報提供と意識高揚を図ります。

また、壮年死亡の減少、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸などを目標に、各種健康教室や個別の相談、教育、指導活動を充実し、住民の心と身体の健康づくりを進めます。

さらに、母子保健対策として、母性の保護と子どもの健やかな成長が可能な育児環境づくりを推進するとともに、健康診査や乳幼児相談の充実により妊婦、母親の不安の解消を図ります。

【施策の方向】

1 保健予防活動の充実

- (1) 疾病を予防し、健康を保持・増進するため、生活習慣改善の各種事業を充実し、危険因子の低減を図ります。
- (2) 各種検診の受診率の向上を図るとともに、検診体制の整備、検診後の保健指導の徹底を推進し、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

- (3) 地域の保健活動の拠点として、保健福祉センター・ふれあいセンター福寿の機能の充実を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

- (1) 幅広い医療ニーズに的確に対応するため、広域的な医療機関との相互連携を図りながら、地域の医療機能の整備・充実を図ります。
- (2) 救急患者への迅速かつ的確な対応のため、救急医療体制の整備を進めます。

3 健康づくりと疾病対策

- (1) 生活習慣病予防のため、運動習慣の普及と栄養改善指導に努めます。
- (2) 健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

第7節 迅速なる消防・救急体制の確立

【現状と課題】

近年の災害は、都市化の進展、生活様式の多様化により、複雑化する傾向を示し、予想しがたい災害の発生が増大するとともに、高齢化の進行などに反映して、救急業務が増加するなど、消防行政は多様な対応を迫られています。

地域住民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに、災害から身を守るため一人ひとりの防災意識の啓発が必要です。

本町は、4町で構成されている「東十勝消防事務組合」に加入し、広域消防体制の中で常備消防の充実を図り、訓練活動の充実に努めていますが、若年層を中心として団員不足が生じつつあることから、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。

また、防火査察や広報などの活動を通して、住民の防火意識の向上と防火知識の普及にも努めていますが、今後もさらに、火災を起こさない意識高揚を図っていくことが重要です。

救急業務については、交通事故や労働災害、高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあることから、応急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められています。

このため、高度な知識習得のための隊員訓練の実施とともに、救急救命士の養成や計画的な救急車両の更新など、公的機関で対応する救急体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

【基本方針】

住民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに、災害による被害の軽減を図ります。

また、消防技術の向上と消防施設及び装備の充実を図り、迅速な消防体制の確立に努めるとともに、救急体制の充実を図ります。

【施策の方向】

1 消防の充実

- (1) 災害や火災に的確に対応するため、各種消防車両・機材や水利施設などの整備・更新を進めます。
- (2) 災害の多様化や複雑化に対応するため、消防職員の技術向上訓練などを強化するとともに、消防団の活性化を推進し、団員確保に努め消防団組織の体制強化を図ります。
- (3) 地域ぐるみの防火・防災意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に努めます。

2 救急体制の充実

- (1) 救急業務の増加に対処するため、救急医療機関など関係機関との連携を密に

- し、救急体制の拡充・強化を図ります。
- (2) 救急施設、設備の整備充実や救急隊員の育成並びに教育訓練などの充実を図ります。
 - (3) A E D (自動体外式除細動器) などを取り入れた応急手当に関する講習会を通して、住民に正しい知識と技術の普及を図ります。

第8節 安心と安全を守る防災、交通安全の推進

【現状と課題】

本町では、地震・火災・水害などの災害対策として、平成18年度に「幕別町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制の確立に努めています。

さらには、万一の武力攻撃、大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達を行ない、避難誘導を行なうことを目的に、平成16年の国民保護法が施行され、それに伴い、本町においても平成18年度に国民保護法に基づき「幕別町国民保護計画」を策定しました。

しかし、大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が大きな力となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応ができる危機管理体制の強化と災害時に備え、情報網の整備、防災用資機材などの確保、防災訓練をしていくとともに、台風や集中豪雨などの自然災害に対応すべく、治山・治水事業に積極的に取り組み、常に災害に万全を期す必要があります。

また、飲酒運転などによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取り組みが強化されています。

今後は、免許所有者や自動車台数の増加に加え、高齢ドライバーも増加し、道路交通をめぐる状況はより厳しさを増すものと考えられます。

交通事故から住民を守るためには、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに、警察・行政・団体などが相互に連携し、安全環境づくりに取り組む必要があります。

【基本方針】

台風や地震などの自然災害や有事などの不測の事態から住民の生命や身体、財産を守るため、地域住民や、国、道、警察、企業などさまざまな関係機関との連携を図り、幕別町地域防災計画及び幕別町国民保護計画に基づき防災体制を整備するとともに、地域における自主防災組織づくりを進めます。

また、住民を交通災害から守るため、交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察・行政・団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組めます。

【施策の方向】

1 災害に強い基盤整備

- (1) 幕別町地域防災計画に基づき、長期的視点に立った公共施設、都市基盤、水道などのライフライン施設の整備に取り組めます。
- (2) 災害時に対応できる避難場所の確保と施設の整備を進めます。

2 防災体制の充実

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに、避難場所の周知を図り、避難誘導體制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。

- (2) 災害発生時に迅速・的確に対応するため、非常用食糧や生活必需品などの物資の備蓄を進めるとともに、関係機関と連携しながら、救助、医療、輸送、情報管理などの総合的な応急対策を強化します。また、各家庭での非常時への対応として、防災グッズの備えや食料備蓄などを奨励します。
- (3) 地域防災訓練の実施により、住民の日常生活における災害への備えを促進します。
- (4) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、地域を越えた広域的な災害への対応を進めるとともに、人口減少地域にも対応した地域防災体制の整備を進めます。
- (5) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」及び「幕別町国民保護計画」に基づいて住民に対し迅速に警報の伝達を行い、避難誘導を行い、住民の安全を守ります。

3 交通安全思想の普及

- (1) 各種イベントやキャンペーンなどにより、広域的な交通安全対策の推進を図るとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、関係機関や団体などと連携し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 住民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進します。

4 交通安全施設の整備

- (1) 交通事故に関する調査分析を行なうとともに、交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置や信号機の増設、防護柵、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の充実を図ります。
- (2) 高齢者や障がい者、子どもたちなどが安全に利用できる交通環境の整備を重点的に進めます。

5 自主防災組織の育成

- (1) 広範囲にわたる災害の場合には、身近にいる地域の人たち相互の救助が重要になってくるため、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。

第9節 犯罪のないまちづくりの推進

【現状と課題】

近年の犯罪の手口は、複雑で巧妙かつ凶悪化しており、子どもや女性、高齢者が被害者となるケースが増えるなど、社会的弱者を狙った犯罪が増加しています。

防犯対策については、幕別町生活安全推進協議会が中心となって、警察などの協力を得ながら自主的な防犯活動を展開しています。

また、都市化の傾向が進む中で、特に青少年が犯罪に巻き込まれないよう家庭、地域社会、関係機関が一つになって地域ぐるみの活動を強化していく必要があります。

このため、防犯灯の増設により、安全な生活環境づくりを進める必要があります。

【基本方針】

犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、環境浄化と防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の方向】

1 防犯体制の充実

- (1) 地域や警察など関係機関、団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 暴力追放運動を展開するとともに、暴力などに対する相談体制の強化を図ります。

2 自主的防犯活動の促進

- (1) 幕別町生活安全推進協議会などの防犯組織の育成強化と、環境浄化を促進します。
- (2) 各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を定期的に行ないます。

3 防犯灯の整備

- (1) 夜間における歩行などの安全を確保するため、公区と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。

第10節 消費者保護の推進

【現状と課題】

近年、悪質商法や欠陥商品によるトラブル、消費期限の改ざんなど食品の安全確保も大きな問題となっていますが、消費者基本法が2004年に施行されたことにより、これまでの「保護される消費者」から「自立する消費者」への転換が求められています。

契約方法や販売方法も従来からの現金取引、店舗販売に加え、割賦販売や訪問販売などが増加し、さらにはインターネットを利用した商品取引など複雑多様化しています。

このため、契約や商品をめぐる消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、情報提供を推進していくとともに、消費者被害の適切な救済及び被害発生未然防止を図ることが必要となっています。

【基本方針】

住民が消費に関わるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように消費生活相談室の活用を促進し、消費者の知識向上と消費生活の安定を図ります。

【施策の方向】

1 消費者の保護

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身につけるよう、意識啓発を行なうとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 消費者被害に対し、消費生活相談室の活用を促進し、関係機関との連携、情報交換を図ります。

2 消費情報の提供

- (1) 広報紙などを活用して、新たな悪質商法の手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

第11節 美しい墓地環境と火葬場の整備

【現状と課題】

本町では、11カ所の墓地の貸付を行なっています。墓地に対する人々の考え方の変化も見られることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに、時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。

また、幕別地域の火葬場と、忠類地域が大樹町と共同で設置している火葬場の老朽化に伴い、今後の対応を検討する必要があります。

【基本方針】

既存墓地の整備を進める中、時代に対応した墓地の在り方の検討を進めるとともに、老朽化してきている火葬場の対応について検討を進めます。

【施策の方向】

1 墓地の整備

- (1) 既存墓地の整備を進めます。
- (2) 時代に対応した墓地の在り方の検討を進めます。

2 火葬場の整備

- (1) 老朽化した火葬場の対応について検討を進めます。

第4章 文化の香る心豊かな学びのまちづくり

第1節 生涯にわたる学習社会の形成

【現状と課題】

国際化、情報化の急激な進展など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。人々の価値観も物の豊かさから、ゆとり、生きがいなどを求める方向へと変化しており。芸術、文化、教養、スポーツなどを生涯にわたって学ぶことへの関心が高まり、その成果を生かした地域活動を通して、社会に関わりたいとする人々が増えてきています。また、学習需要も多様化、高度化の傾向にあります。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

生涯学習は、住民一人ひとりが生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すものです。また、可能な限り自己に適した手段、方法を自ら選びながら、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

このため、学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が相互に連携と協力を図り、子ども高齢者まで全ての人々が自ら学び続けることを支援する体制と学習プログラム体系の整備が必要となっています。

本町には、生涯学習の拠点施設として、百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターが設置されているなど施設面での整備がほぼ充足したことから、今後はこれらの施設を有効に活用するためソフト面での充実が必要となっています。

このため、住民の多様なニーズに応えられる学習機会の拡充や学習情報の提供、団体、サークルの育成、指導者の養成・確保をさらに推進する必要があります。

【基本方針】

生涯学習の位置づけを住民一人ひとりが自発的意思に基づいて行なうことを基本とし、多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって、学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに、生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。

【施策の方向】

1 学習プログラムの体系化

- (1) 多様化、高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習プログラムの体系化に取り組みます。

2 情報提供の充実

- (1) 自己に適した学習を選択でき、学習機会、施設、指導者などについての学習情報を提供するとともに、住民が自ら得られるようなシステムづくりを進めます。

(2) 住民の多様なニーズに応えるため、相談体制の充実を図ります。

3 指導者・団体の育成と連携強化

(1) 生涯学習において各種の知識や技能を有する人材の発掘や育成を図るとともに、指導者の育成・確保を図ります。

(2) 民間も含めたさまざまな分野の団体や組織、地域との連携を図ります。

(3) 自主・自立学習の推進を図るとともに、生涯学習関連団体、サークルの育成、リーダーの養成を図ります。

4 学習機会・交流機会の充実

(1) 地域の特性や年齢階層などを考慮した、多様な講座・教室の開設や実習、展示会の開催などさまざまな学習機会の提供を図るとともに、それらを通して人的交流の促進を図ります。

5 施設の機能充実

(1) 百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設の機能充実を図ります。

(2) 図書館の機能強化を図るとともに、魅力と特色ある蔵書の充実に努めるなど、個性ある図書館づくりを進めます。

第2節 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

【現状と課題】

国際化、情報化などの急速な進展や少子・高齢化に伴い、児童生徒をとりまく生活環境や、一人ひとりのものの見方や考え方が多様化し、いじめ、不登校、少年犯罪などの問題がより深刻さを増しています。

一方、平成18年の教育基本法の改正などさまざまな教育改革が進む中、教職員の資質の向上や社会変化に柔軟に対応できる児童生徒の育成が求められています。

また、子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身につけ、より快適な学校生活を過ごしていくためには、本町の特性である美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することにより郷土への愛着を育むことにつながるものと期待できます。

さらに、いじめ問題や不登校の児童・生徒の対策に積極的に取り組み、子どもたちの安全管理体制の整備を適切に行っていくとともに、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深めていくことが必要です。

本町においては幼稚園2園、小学校10校、中学校5校、高等学校2校がありますが、児童・生徒数については、少子化の影響で全町的には減少傾向にあるものの、札内地区の市街地形成の変動などにより社会的人口増も考えられるため、各学校の状況に応じた施設整備をしていくことが必要であります。

今後も、本町の学校教育目標である「強い意志を育みじょうぶなからだをつくる人」、「自ら学びすすんで行動する人」、「広い心を持ち思いやりのある人」、「文化に親しみ郷土を愛する人」の達成に向け、教育環境の一層の充実を図る必要があります。

【基本方針】

児童生徒の豊かな人間性や自主性を高め、より良い人間を目指して学び続けていくことができる「生きる力」を身につけられるようにするために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割とお互いの理解、協力を深めて連携を図れるように努めます。

また、教育制度の改正や弾力的な運用にも配慮しながら教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに、本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷

土への愛着を持てるように努めます。

【施策の方向】

1 幼児教育の充実

- (1) 幼児一人ひとりの発達に即した、ふさわしい生活体験や集団での遊びの経験を通して、健康な体、規則正しい生活習慣やしつけ、情緒や感性を育てる教育内容の一層の充実と、より確かな実践を進めます。
- (2) 家庭との連絡・協力体制を一層強めるとともに、地域との連携を図ります。
- (3) 幼稚園、保育所、小学校との交流、連携を図ります。
- (4) 新しい教育内容に適した教育環境を整えるとともに、教職員の資質の向上に努めます。

2 義務教育の充実

- (1) 児童生徒一人ひとりが自ら学ぶ意欲と将来への夢を持ち続けることができるよう、学習内容の充実を図ります。
- (2) 子どもたちの個性や創造性を育むため、各学校において教育の内容の工夫・改善を進め、「生きる力」の育成を図ります。
- (3) 地域の歴史や文化、風土、自然、産業を学ぶ機会の充実を図ります。
- (4) 情操教育、道徳教育、福祉教育、人権の教育など、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育の充実を図ります。
- (5) 国際化、高度情報化、地球環境問題など今日的な課題に対応する教育を推進します。
- (6) 学校教育と社会教育の連携と協力のもとに、地域社会での人間を大切にする教育を推進します。
- (7) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、すべての子のすべての学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (8) 地域の特性を生かした、特色ある学校づくりを進めます。
- (9) 学校施設の開放を積極的に推進するとともに、地域の人材の活用や、家庭や地域の意見が反映される、開かれた学校づくりを進めます。
- (10) 教職員の研修・活動を促進し、指導力の充実を図ります。
- (11) いじめ、不登校、問題行動、犯罪、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域社会の連携のもと児童生徒を守る仕組みづくりを進めます。
- (12) 安全な給食の提供をするため、食器や機材などの整備を進めます。
- (13) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに、地域の食材を生かしたふるさと給食の充実を図ります。

3 施設の充実

- (1) 児童生徒の推移など長期展望に立って、学校規模の適正化及び適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備を進めます。
- (2) 学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要に応じた改修を進めます。
- (3) 適正な教員住宅の整備を進めます。

4 高等学校教育の充実

- (1) 地域社会との関わりを強め、地域に開かれた学校として地域活動への参加、小中学校や関係機関との交流、連携のもとに少年に対するリーダーとしての活動やボランティア活動、また、地域後継者としての活動を支援します。
- (2) 経済的理由により就学が困難な生徒を支援します。
- (3) より高度で魅力ある学校づくりを進め、少子化が進展しても維持することができる体制づくりと支援をします。

第3節 青少年の健全育成の推進

【現状と課題】

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会における重要な課題の一つですが、本町においても都市化の進行、核家族化、少子化などにより地域連帯感の希薄化を生むなど、青少年を取り巻く環境は必ずしも好ましい状況とはいえません。

こうしたことから、強い意志を持った、人間性の豊かな青少年の育成を図るため、家庭、学校、地域社会が一体となった活動を積極的に展開することが必要です。

【基本方針】

次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

【施策の方向】

1 青少年の健全育成

- (1) 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の拡充を図ります。
- (2) 青少年の自然とのふれあいやボランティアなど体験活動の機会の充実を図ります。
- (3) 家庭、地域、学校、関係機関などとの連携を強化し総合的な体制の整備を図るとともに、相談・指導体制の充実を図ります。

第4節 優れた芸術・文化活動の推進

【現状と課題】

優れた芸術・文化に触れ、創作や鑑賞活動を行なうことは、心豊かに暮らし、潤いと活力あるライフスタイルを形成していくことにつながります。

このように、芸術の創作や鑑賞活動、趣味やボランティア活動を通して社会参加を行なうという意識を持った住民が増えています。

また、その拠点施設となる百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどの公共施設、民間施設などの活用を図り、芸術・文化にふれ親しむことができる魅力的なまちづくりを進めることが期待されています。

本町では、まくべつ町民芸術劇場や文化協会が主体となって、芸術・文化の鑑賞機会の提供や創作活動などを展開していますが、今後も芸術・文化活動の支援に努める一方、各組織の自立運営やリーダーの育成が必要になっています。

こうしたことから、芸術・文化活動や文化鑑賞の機会、発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

また、芸術・文化活動が、住民の創造性を育み、心豊かな地域づくりと人々のつながりを深めていくために、地域のネットワーク化の構築などが求められています。

【基本方針】

住民の自主的な芸術・文化活動の多様な展開を促すとともに、地域に根ざした個性豊かな芸術・文化活動の創造と住民相互の交流を促進します。

【施策の方向】

1 芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化協会や町民芸術劇場など、発表の場や鑑賞の機会を提供する団体への支援とともに、リーダーの育成を図ります。
- (2) 文化活動・サークル活動の自主的な運営を促すとともに、自発的に取り組まれている団体などの支援を図ります。
- (3) 公共施設、民間施設、学校などを活用した芸術・文化活動の展開を図ります。

2 芸術・文化ネットワークの構築

- (1) 町内に在住する芸術家や文化人及びそれらの人たちを応援する人たちなど

のネットワークづくりを支援し、交流を通して、芸術・文化のさらなる振興発展を推進します。

- (2) 町内の芸術家や文化人の作品などの情報を紹介するなど、芸術文化の推進を図ります。

3 芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 住民が生涯を心豊かに過ごし、多様性を受け入れる社会をつくるため、一人でも多くの住民が国内外の優れた芸術・文化に接し体感できる鑑賞機会の提供と拡充を図ります。
- (2) 特色ある文化講座、教室の拡充を図ります。

第5節 歴史的文化の伝承

【現状と課題】

本町の自然環境や歴史背景の中で培われてきた歴史資料、文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。

このため、保存・継承に努めるとともに、郷土の歴史・文化の正しい理解のためにも重要なものであり、将来の文化発展の基礎となるものです。

本町では、ふるさと館と蝦夷文化考古館において歴史的資料やアイヌ文化資料の収集、展示、公開を実施していますが、施設の老朽化が進んでいることから改修などの整備が必要となっています。

また、昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。

一方、アイヌ文化については、国において平成9年度に「アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、総合的な施策の推進に向けた取り組みを行っています。アイヌの人たちの誇りが尊重される地域社会づくりのために、民族文化の保存・振興や地域社会への理解を促進する必要があります。

さらに、保存・伝承すべき有形、無形の文化財や開拓から今日までの本町の歴史などを次代へ継承していく活動の一層の充実が求められています。

【基本方針】

埋蔵文化財をはじめ、開拓の歴史を伝える資料、ナウマン象化石骨の復元骨格標本、アイヌ文化、地域の伝統文化など、先人の培った文化の保存・継承と活用を図ります。

【施策の方向】

1 保存・公開施設の整備

- (1) 文化財や歴史資料の保存・公開施設の整備充実を図ります。

2 歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域の伝統文化の保存・継承を担う人材の養成と確保を図ります。
- (2) 開拓から今日までの本町の歴史を後世に伝える活動の一層の充実を図ります。
- (3) 学校施設などを利用して各種資料の公開・展示を行なうなど、児童・生徒や地域の人々が身近で郷土の歴史を学習する機会の拡充を図ります。
- (4) 町内にある、歴史的な物件や自然・景観などの素晴らしいスポットを探すとともに、そのような場所を住民が再認識できるような事業を企画します。

3 アイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などに関する調査研究を進めるとともに、アイヌ語や伝統文化などの伝承・保存活動を支援します。
- (2) アイヌの人たちやアイヌ文化についての理解を促進するため、さまざまな学習機会の拡充を図ります。

第6節 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

【現状と課題】

多くの人が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、コミュニティや生きがいづくりにもつながります。

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、陸上競技場をはじめ、野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町独自に考案されたコミュニティスポーツとしてのパークゴルフ場もあり、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境づくりに努めてきました。

今後は、スポーツ活動の拠点となるスポーツ・レクリエーション施設の効果的利用を図るとともに、年齢や体力、目的に応じてスポーツを楽しむことができる機会や情報の提供が必要となっています。

また、パークゴルフの普及は目ざましく、道内はもとより、道外、海外まで及んでいることから、NPO法人国際パークゴルフ協会との連携を図りながら、発祥の地としてより一層の普及・振興を促進していくことが求められています。

【基本方針】

住民が日常的に気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行なうことができる環境づくりを進めるとともに、パークゴルフの一層の普及を促進します。

また、指導者や団体の育成、住民の体力向上を図ります。

【施策の方向】

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 個々の年齢層や運動能力、また体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- (2) スポーツ教室や・施設・大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。

2 指導者・団体の育成と支援連携強化

- (1) 体育連盟やスポーツ少年団をはじめ、子どもから高齢者まで、住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者の育成を図り、スポーツリーダーバンク制度の充実を図ります。

3 社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) 既存のスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。
- (2) 学校体育施設の開放と、社会体育施設の効率的、効果的な利用を促進します。

4 パークゴルフの普及・振興

- (1) NPO法人国際パークゴルフ協会との連携を図るとともに、パークゴルフの基本理念を踏まえ、一層の普及を促進します。

第5章 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

第1節 美しい自然環境の保全

【現状と課題】

本町には、人の手がつけられていない美しい自然がたくさん残されています。ホタル、クワガタ虫、ザリガニ、ニジマスやヤマメなどの他、水芭蕉、山ワサビなどの動植物が残されています。

美しい自然環境は、ふるさとへの愛着心を増幅させ、都会の住民から住んでみたくなるような魅力あるまちとして評価されています。

しかし、近年では動植物の生きられる環境は年々狭められており、住民一人ひとりがこの豊かな自然や景観を守り、大切にする意識を持つことが必要となっています。

また、開発する場合においては、自然体系に最大限配慮した事業の遂行が求められます。

【基本方針】

貴重な動植物の保護のためには、木の伐採や水辺の埋め立て、農薬の散布などは極力押さえ、良好な自然生態系を維持します。

また、美しい自然景観が守られるよう配慮するとともに、住民に対しても自然保護意識高揚のための啓発を図ります。

【施策の方向】

1 自然保護意識の啓蒙

- (1) 自然保護の意識高揚のための啓発を行い、自然保護に向けて関係機関との連携強化を図ります。
- (2) 必要以上の木の伐採や水辺の埋め立て、農薬の散布などは極力押さえ、希少価値の高い動植物の生息する場所を保護します。

第2節 循環型社会に対応した環境衛生の推進

【現状と課題】

環境問題は、地球的規模での大きな問題とされており、温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、環境汚染対策は大きな課題となっています。

地球環境問題の多くは、都市・生活型公害、地球の温暖化、オゾン層の破壊などにみられるように、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因しているといえます。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ゴミが大量に排出されていますが、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集、運搬、処理、処分というゴミ排出後の事後的対応から、ゴミの排出抑制とリサイクルを中心とした資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

【基本方針】

地球環境を保全するために、住民、事業者、行政が連携のもと、地球的視野に立った具体的行動に移すことができるように働きかけるとともに、ゴミの適正な処理や不法投棄のないまちづくりを進めます。

また、美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともに、リサイクルを含めた循環型社会の形成、さらには、資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推

進と新エネルギーの普及を促進します。

【施策の方向】

1 公害のないまちづくり

- (1) 住民が快適な生活を送ることができるよう、企業・住民の協力を得て、公害の未然防止と発生源対策を推進するとともに、関係機関と連携して監視の強化を図り、総合的な公害防止対策を進めます。
- (2) ダイオキシン類の発生要因とされている野焼きなどの指導強化を進めるとともに、大規模開発などに際しては必要な指導を行ない、環境の悪化防止を図ります。

2 ゴミ処理の適正化

- (1) 住民、事業者、行政が一体となってゴミの適正処理を進めるよう、広報紙、施設見学などによるゴミ減量化など意識啓発を図ります。
- (2) ゴミの分別収集を徹底し、各種団体などによる資源ゴミの回収、フリーマーケット・青空リサイクル市の実施など、ゴミの資源化を総合的に推進します。
- (3) 電池や蛍光灯などの有害物質を含むゴミの分別排出・収集を徹底するとともに、適正な処理を図ります。
- (4) 産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出業者、処理業者などに対し、廃棄物に関する情報を提供するとともに、指導・監視体制の充実などについて国や道に要請します。

3 環境美化・環境衛生の推進

- (1) 主体的な公区の環境美化や花壇の設置などの支援を進め、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境においても美しく衛生管理が行き届くよう意識高揚の啓発を図ります。
- (3) 住民や事業所などが一緒になって定期的にゴミ拾いを行なうことで、環境美化意識の高揚を図ります。

4 不法投棄の防止

- (1) 道路や河川、山林などへのゴミの不法投棄を防止するため、看板の設置、意識啓発、監視などに取り組みます。

5 循環型社会の形成

- (1) ゴミのリサイクルや廃棄物の適正処理など、無駄をなくし自然体系にやさしい循環型社会の形成を促進します。
- (2) 生ゴミ処理容器の設置促進により、住民個々においても食物残渣などを有効活用できるよう推進します。

6 省エネルギー・新エネルギーの推進

- (1) 電気・ガス・化石燃料などの資源を枯渇させないためにも省エネルギー運動を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカーなどの導入を促進するとともに、新たなクリーンエネルギーの普及を促進します。

第3節 安全快適な道路、交通環境の整備

【現状と課題】

安全で信頼性の高い公共交通は、通勤、通院など日常生活における移動や産業活動及び観光産業などの振興に重要な役割を果たしています。

本町の道路は、国道4路線のほか、道道12路線、町道999路線で形成されています。道路の舗装状況は、国道が100%、道道が97.9%の舗装率となっていますが、年々

交通量も増加の傾向にあり、交通状況にあった整備が必要となっています。

町道の舗装率は 57.5%と引き続き整備が必要であります。道路の安全を維持していく上で欠かすことができないのが維持補修であり、整備済み道路の老朽化や改良厚不足による 2 次改築の推進が必要です。

橋梁については、長寿命化を図るための点検を行い、健全度の把握を行なうとともに、個々の橋梁に対して最も効率的な修繕を計画的に実施することが求められています。

また、道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であることが大切です。文化性に富み、だれにでもやさしく親しみが持て、美しい都市景観をもたらす快適な道づくりも必要です。

一方、冬期間の積雪時における道路交通では、児童生徒の通学及び住民の通勤、また、高齢者や障がい者などが安全で安心して通行ができるよう迅速できめ細かな除排雪が求められています。

さらに、鉄道をはじめ、生活バス路線など利便性の高い公共交通機関の確保は、通勤や通学など日常生活において大きな役割を担っていることから、道路整備とあわせて重要な課題となっています。

【基本方針】

観光、物流などの産業振興、救急搬送や大規模災害時のライフラインとしての役割など、増大する交通需要に対処するため、国道や道道の整備を引き続き要請するとともに、町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立を図り、あわせて景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を進めます。

また、住民生活の重要な足として、鉄道や生活バス路線の維持と運行の改善を図るなど、利便性の高い公共交通機関の確保を図ります。

一方、冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

【施策の方向】

1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道夕張十勝清水間及び、高規格幹線道路「帯広尾自動車道」の早期完成を国などの関係機関に要望します。
- (2) 国道 38 号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や 236 号の歩道設置及び 336 号の整備促進などを国などの関係機関に要望します。
- (3) 広域的な交通網整備の観点から、帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業、交差点改良事業、立体交差事業などについて北海道の関係機関へ要望します。

2 町道の整備促進

- (1) 国道・道道、広域的な道路などへのアクセスを考慮するとともに、地域間の交流や生活の利便性を重視した町道の整備を進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高めるとともに、緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と、緊急輸送道路の整備強化を行い交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 橋梁長寿命化修繕計画を策定し道路橋の予防的な修繕及び計画的な架替を行い道路網の安全性・信頼性を確保します。

3 道路環境の向上

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、高齢者、障がい者、児

童などにやさしく楽しい道づくりを進めます。

- (2) 道路緑化、花いっぱい運動など、住民参加による道路の環境美化を推進します。

4 公共交通機関の確保

- (1) 近距離列車の運行回数の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) 地方バス路線の維持・強化に努めるとともに、町民バスや福祉バスの効率的な利活用を促進します。

5 除排雪体制の確立

- (1) 除排雪体制の確立を民間との連携のもとに図り、除排雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 児童生徒の通学及び住民の通勤に支障のないよう、迅速かつきめ細かな除排雪を進め、住民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) 地吹雪や圧雪アイスバーン、ブラックアイスバーンなど十勝特有の道路状況に対し、安全で迅速な対応に努めます。
- (4) ボランティアを含め、地域において自発的な相互扶助の精神に立った除排雪活動の意識高揚を図ります。

第4節 さまざまなニーズにあった住環境の整備

【現状と課題】

生活水準の向上や生活意識の変化に伴って、人々の生活様式も多様化・高度化してきており、住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。

本町の持ち家率は69.9%で、北海道の54.9%を大きく上回り、1世帯当たりの延べ面積も119.2㎡と全道平均の114.6㎡に対し床面積も広がっています。

一方、民間賃貸住宅については、札内地区などの都市部では供給が充足されているものの、幕別地区・忠類地区では不足傾向にあり、住宅環境には地域的に温度差が生じています。

また、町内世帯の約11.0%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、今後は建て替えや改善が必要となり、地域の特性を考慮した整備をすることが必要となります。

これからは、子育て世代にも配慮した住宅環境の整備を始め、若者の定住や団塊世代、UIJターンを対象とした移住促進、工業団地の開発に対応した就業者向けの住宅・住宅地の供給、既存市街地における未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。

さらに、地震などの災害に強い住宅の整備を促進するとともに、街並み景観の向上や、高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

【基本方針】

民間賃貸住宅の建設促進や宅地分譲などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子・高齢化、地震災害などに対応した住宅の建設、また、家族が集い居住者が快適に暮らすことのできる良質な居住環境の形成を図ります。

また、公営住宅においては、住宅マスタープランや、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建て替えや改善を行い、地区の特性を踏まえた団地の再生を図ります。

【施策の方向】

1 良好な居住環境の確保

- (1) 長期的な都市計画に基づく土地利用計画を図り、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を進め、良好な居住環境を確保します。
- (2) 自然環境との調和を図りつつ、良質な住宅地の整備を促進します。
- (3) 少子・高齢化や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設や改造、北国にふさわしい住宅建設の情報提供や指導を通じた、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 住宅入居の要望がありながら、住宅が不足していることが人口減少の一つの要因となっている地域における住宅の確保を官民連携のもと優先的に行ないます。

2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅・宅地の安定的な供給の誘導を図ります。

3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 高齢社会に配慮しつつ、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画による計画的な建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 公営住宅団地の環境美化を進めるため、花壇づくりや家庭菜園などができる環境づくりを推進して、公営住宅入居者の意識の高揚を図ります。

第5節 住民憩いの公園、緑地の整備

【現状と課題】

公園や緑地は、住民の安らぎや憩いの空間の創出をはじめ、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、CO₂削減による温暖化防止、さらには、コミュニティや防災対策の場として重要な役割を果たしています。

本町には平成19年4月現在、91カ所、総面積222.9haの公園・緑地があり、住民1人当たりの公園面積は81.22㎡を有しており、最近では、ボランティアだけでなく、町が推進している協働のまちづくり事業やアダプトプログラム(公園里親)制度によって住民が自主的に公園の管理に参加する傾向が見られます。

今後においても、子どもから高齢者まで、多面的なニーズに応えるべく一年を通してだれでもが利用しやすく親しみをもつ公園とするため、住民との協働による適切な維持管理と計画的な配置が大切です。

あわせて、公園のプランづくりや整備などには、利用者としての住民が参画する仕組みづくりが必要です。

また、市街地における公園や広場の整備のほか、大気の浄化機能や美しい町の景観づくりのためにも、街路樹や防風林・自然緑地などの保全を図り、緑を活用した景観形成や街並みづくりに努めることが必要です。

【基本方針】

住民参加を基本とし、多様なニーズに対応できる憩いと安らぎの場、コミュニケーションやスポーツ・レクリエーションなどのほか、災害時の避難場所として地域の特色を生かした、既設公園の整備充実を図ります。

【施策の方向】

1 安らぎのある公園の整備

- (1) 子どもから高齢者まで利用できる住民の身近な広場として、また、災害時の緊急避難場所として多機能な役割を果たす各種公園の整備を住民参加を基本として計画的に進めます。

- (2) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進します。
- (3) 自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

2 緑地の保全と整備

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の保全・整備を進めます。
- (2) 住民の緑化意識の高揚や緑化活動の支援を進めるため、協働のまちづくり事業及びアダプトプログラム制度の推進を図ります。
- (3) 道路・河川・学校など公共公益施設の計画的な緑化を推進するとともに、民間宅地開発事業などによる公園緑地の適正配置の促進を図ります。

第6節 安全安心な水道事業の運営

【現状と課題】

上水道及び簡易水道においては、安全で良質な水を求める住民ニーズに応えるべく、安定的に供給するという大きな役割を担っています。

本町の平成18年度の上水道事業は、給水世帯数8,178世帯、年間給水量は約242万tで、一日平均給水量は6,281tですが、平成13年に比べると、約1.6%ほど減っています。

しかし、簡易水道は一日当たり1,966tと平成13年に比べると、忠類との合併もあり約2.6倍近い使用水量となっており、人間の生命と健康保持に始まり、都市生活や経済活動を支えるだけでなく、本町の基幹産業である農業にとっても必要不可欠なライフラインとなっています。

これにより、水道にとってもっとも重要な水源対策については、安全で安心できる水を安定的に供給するために重要な事項であることから、上水道では平成20年度から全て札内川ダムを水源とする十勝中部広域水道企業団からの受水とするなど、他の水源についても良質な水源確保と適切な保護対策が必要となります。

また、水道事業の3大要素である「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要です。そのためには、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策などに応じた水道施設全体における管理が適切に行なわれる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した、危機管理体制を構築することが必要です。

【基本方針】

住民に安全で安心な水を供給するため、水道施設の適切な維持管理など給水体制の確保や災害に強い施設整備を進めるとともに、災害時に的確な対処ができるような体制づくりに努めます。

また、河川流域の環境保全や水源涵養林の育成を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

【施策の方向】

1 安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに、水道施設の整備を計画的に進め、安全で豊富な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (3) 小口径の配水管を増径するとともに、管路情報のデータ化などを進め、老朽化した配水管の敷設替えや計画的な仕切弁の設置などにより、災害にも強い万全な漏水対策を図ります。

2 水道事業の健全な運営

- (1) 住民生活の基幹的施設としての水道事業を長期的な視野に立って見直し、効

率的な施設整備と適正管理、水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡をはかりながら健全な事業経営を維持します。

- (2) 水道事業に関するより広範な情報の発信と、水道事業のPRを充実するとともに、住民の理解と協力が得られる水道経営に努めます。

3 節水対策の推進

- (1) 水源の保護と、水資源の効率的利用を進めるため、広報活動などにより住民の節水意識の高揚を図ります。

第7節 下水道の普及率の向上と適正な排水処理

【現状と課題】

本町の下水道は、市街地内の汚水処理対策、公共用水域の水質保全、雨水排除などを目的として、幕別市街及び札幌市街においては公共下水道、忠類市街においては農業集落排水により実施されています。

平成18年度末の水洗化普及率は、幕別地域が95.5%、忠類地域が91.3%となっており、市街地における下水道の普及が行き渡っているといえます。

都市化による市街地拡大に伴う雨水排水対策については、内水排除対策として非常に重要な事業として緊急性の高い地域を中心に整備を進めてきており、今後においても市街地拡大に合わせて計画的な整備を図る必要があります。

また、郊外地の農村地帯における生活環境の改善と、水質保全を目的とするし尿及び生活雑排水の処理については、個別排水処理施設整備事業により520戸の合併浄化槽が整備されています。今後は、住民のニーズに合わせて計画的な整備を進め、適正な維持管理について、きめ細かな啓発・指導に努めていく必要があります。

【基本方針】

快適な生活環境の維持と、公共用水域の水質保全を図るため、市街地拡大に合わせた公共下水道の整備と計画的な雨水排水対策を進め、各種施設の適切な維持管理を図ります。

また、適正な維持管理と、下水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を図りながら健全な事業経営に努めます。

【施策の方向】

1 水洗化事業の推進

- (1) 公共下水道及び農業集落排水の処理区域の拡大と普及を推進するとともに、事業区域外においては、合併浄化槽の整備と普及を促進します。
- (2) 水洗化の普及を促進するため、広報活動を充実し、意識高揚のための啓発を図ります。

2 雨水排水対策事業の推進

- (1) 公共下水道事業により計画的な整備を進め、市街地内の雨水対策を図ります。

3 財源・収入の適正化

- (1) 下水道使用料金の適正化を図り、下水道事業の健全化に努めます。
- (2) 住民の理解と協力が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供を進めます。

第8節 地域の特色を生かした土地利用

【現状と課題】

本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッドタウン化によりこれまで市街地が拡大傾向にある札幌地区と、古くから行政の中心として機能してきた本町地区や、酪農や観光がさかんな忠類地区など多面的な特色を持っています。

こうした特色を踏まえつつ、土地の利用の需要に対する適切な市街地の外延的開発や、人口減少地区における空閑地の積極的な土地利用など、地区の特性に応じた計画的で均衡の取れた土地利用が求められています。

こうしたことから、雇用の拡大や町の活性化を視点とした計画的・合理的土地利用を進め、かつ誘導する必要があります。

これからの土地利用は、豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを基本として、産業系用地については、企業ニーズや立地動向などを考慮するとともに、交通アクセス環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。

さらに、住居・商業系などの用地については、車社会の進展や道路網の整備に伴い、住民の生活圏が拡大していることから、広域的な役割を見据えた土地の利用が今後重要と考えられます。

【基本方針】

各種計画に基づき計画的で個性を生かした土地利用を進めるとともに、産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を進めます。

また、安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を進めます。

【施策の方向】

1 計画に沿った土地利用

- (1) 各地区の特性や実態を踏まえ、秩序ある市街地の形成を図り、合理的な土地利用を進めるとともに、基本的な整備計画となる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、計画的な土地利用を進めます。
- (2) 個性ある市街地の形成や計画的な土地利用を長期的な視点に立って進めます。
- (3) 地籍調査に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。

2 活気ある市街地づくり

- (1) 土地区画整理事業などにより、新たな宅地造成を図るとともに、市街化区域内の未利用地の利用を促進します。
- (2) 企業ニーズ、立地動向などを考慮しながら、広域交通網の整備状況や交通アクセス環境などを踏まえ、新たな立地基盤づくりを進めます。

3 農用地の高度利用と保全

- (1) 優良な農用地の集積化と基盤整備を進め、高度利用と保全を図ります。
- (2) 無秩序な非農業的土地利用を抑制し、農地の流動化を効率的かつ計画的に進めます。
- (3) 快適な農村空間を創出するため、景観や自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

4 森林機能の適切な保全

- (1) 木材生産などの経済的価値と、森林の持つ公益的・多面的機能を重視し、林業振興や町有林の育成に努め、森林の適切な保全を図るとともに、自然とのふれあいの場としての利活用を進めます。